

# 弊社で制作したデザインの著作権について

Odesign Officeでは著作権法に基づき、デザインデータの管理をしています。

## 弊社にて制作した各種データについて

弊社にて作成しましたデザインデータ（印刷データ、ウェブデータ、その他データ）は、基本的にお渡しすることはできません。デザインデータは弊社の著作物という扱いになり、制作費をお支払い頂き制作したものであっても著作権は弊社に存在します。弊社が請求します一般的なデータ制作費用には「著作権料・データ譲渡費用」は含まれておりません。例えばロゴマークなどの制作費が高額な理由は、デザイン費・データ制作費の他に二次使用料が含まれているからです。

## 弊社にて制作したデータの二次使用について

弊社にて制作させて頂いたデザインデータを元に、別の用途にそのデザインを使用する事は「同一性を保持する権利」として法律で禁じられています。例えば、カタログデータとして制作したものを無断で改変しポスターやステッカーなどに変更して制作した場合などです。そのようなご要望がある場合、まずは弊社にご連絡いただきデータの二次使用をする旨の了承をとっていただき、別途二次使用料をお支払い頂く事で可能となります。

金額に関しては、データの制作規模や二次使用される媒体の規模によって変動しますので、その都度お見積りさせていただきます。二次使用料は、一般的に最初に制作した際のデザイン費・制作費に対して50%~80%くらいの間となります。

## 弊社にて制作したデータの譲渡について

基本的に弊社にてデザイン・データ制作+印刷までのプロセスによって業務を行っております。印刷入稿用データについては、別途データ譲渡費用をご負担いただくことにてお渡しをする事は可能です。データ譲渡費用は状況に応じて上下しますが、基本的にデザイン費・データ制作費の数倍程度となります。

※印刷入稿データに関しては「アウトライン後」のデータとなり文字の改変は仕組み上出来ません。また改変する事も法律によって禁じられております。

## 弊社にて制作した完全データについて

完全データとは、文字データもアウトライン前のもとなり自由に文字の修正や写真の変更などが出来る、いわゆる「印刷物に対する原本データ」となり、他のもので例えるとプラモデルの「金型」のようなものです。こちらを譲渡する事は基本的に出来ませんが、著作権譲渡という形で権利を買い取りして頂く事は可能です。その際の費用は版下データの規模や状況によって変動しますが、概ねデザイン費・データ制作費の数倍から10数倍となります。

上記のとおり、弊社は著作権法を遵守します。また、上記の適用範囲は広告、商品本体・パッケージ、テレビ、インターネットなどすべての媒体を含みます。